

入札参加者の皆様へ

令和2年2月26日
沖縄県土木建築部

令和2年3月1日以降に契約を締結する工事に係る労務単価等について

「令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価について（令和2年2月14日付け土技第1477号）」により令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価が決定されたところです。

これに伴い、令和2年3月1日以降に契約を締結する工事に係る労務単価等に関し、下記のとおり取扱うことになりましたのでお知らせします。

記

1. 令和2年3月1日以降に契約を締結する工事について

令和2年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、予定価格の積算に当たって旧労務単価（「平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価について（平成31年2月22日付け土技第1519号）」）を適用したものについては、「「令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について（令和2年2月20日付け土技第1477-4号。以下「特例措置通知」という。）」第二(1)に基づく対応が可能となる場合がありますので「特例措置通知」にご留意下さい。

【特例措置通知等】

技術・建設業課ホームページの「労務単価・技術者単価、およびこれらの運用等について」

<https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/kanri/jigyou/roumutankaunyou.html>